

(1) 控除を受ける方の所得が900万円以下の場合

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
930,000 円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
1,000,000 円以下	かかる	かかる				
1,030,000 円以下						
1,030,000 円超 1,500,000 円以下						
1,500,000 円超 1,550,000 円以下						
1,550,000 円超 1,600,000 円以下						
1,600,000 円超 1,667,999 円以下						
1,667,999 円超 1,751,999 円以下						
1,751,999 円超 1,831,999 円以下						
1,831,999 円超 1,903,999 円以下						
1,903,999 円超 1,971,999 円以下						
1,971,999 円超 2,015,999 円以下						
2,015,999 円超			かかる	受けられない	受けられない	受けられない

注1 市・県民税および所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。

注2 配偶者控除、配偶者特別控除、および扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	年齢	控除額	
		所得税	市・県民税
年少扶養	0歳 ~ 15歳	なし	なし
一般扶養	16歳 ~ 18歳	38万円	33万円
	23歳 ~ 69歳		
特定扶養	19歳 ~ 22歳	63万円	45万円
老人扶養	70歳 ~	48万円	38万円

注1 老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。